

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

平成29年12月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年12月20日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時38分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 2名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 上村 充美
教育総務課長 花島 英雄 学 務 課 長 久保田宜孝
指 導 課 長 相蘇 重晴 社会教育課長 檜垣 幸夫
文 化 課 長 鈴木 千春 教育総務課企画財務班長 今川 孝夫
事 務 局 教育総務課教育総務班長 鈴木 康二 教育総務課教育総務班 加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

- 1 教育長開会宣言
・協議事項3件の上程

- 2 報告事項

①教育長より2件報告

・11月28日開催の校長会議、12月14日開催の教頭会議について報告する。

1つ目は、学校経営に関する自己評価の視点を確実に捉えておくことが大事だという話をした。学校経営の目標達成ポイントで重要なことは、組織運営と進行管理が挙げられる。言うなれば、配置された教職員の特性を生かして組織編成し、適宜コミュニケーションを図りながら、目標達成のための指導と進捗状況を管理すること。学校は、先生方の協働の取り組みによって成り立っている。協働の取り組みには、各分掌事務が滞っていないか、その情報が逐一把握できる環境になっているかが校長の管理責任になる。一人職種の先生の進捗管理、教科指導が学年、教科担当教員の間で円滑に展開しているか、研究組織の主要テーマに即した指導が展開されているか、生徒指導が全校組織で取り組んでいるか、極めて重要である。この橋渡し役は管理職である。教頭任せにする

と、学校全体の姿が見えなくなる。組織の進捗管理とは、先生方の日ごろの声に耳を傾け、毎日の点検業務から課題や疑問点を発見することから始まる。このような話をした。

2つ目、学校訪問から感じたことである。県教委の学校訪問等があったので、主に2つ話をした。全体的傾向だが、1つ目として、学校訪問に関する事前準備が整っていたこと、学校全体の環境、教室環境が整っていて、学び舎にふさわしい教育環境であったということ、それから授業展開が精選されていたということである。

2つ目として、学校が同じ方向を向いて指導していた。具体的には、教室の前面の掲示物、廊下で会った先生方の対応、授業に情熱を注ぐ先生方の姿から見て、学校が同じ方向を向いているというふう感じたという話をした。今後、年度末、来年度に向けて一層の学校組織としての指導力向上に向けて頑張りたいと、そのような話をした。

教頭会議では、主に変化に対応できる開かれた心というのが大事だという話をした。日本代表のラグビーチームがワールドカップですばらしい活躍をしたことを例に挙げて話をした。国も文化も違う選手の集まりで、練習方法や意見の違いを克服するために、海外組選手のハイレベルなプレーを尊重しながら、国内組選手が日本でどんな練習を積んで課題を克服してきたかを説明するようにした。すると、互いの経験について理解できるようになり、チームの空気も変わり、成績や結果を優先するだけでなく、チームへの貢献度やチャレンジ精神を積極的に評価するようになって、そして1年ぐらいで互いのことを理解するために考え方の基本的な枠組みを変えることを恐れないようにした。やってみてだめならもとに戻す、このようなシステムをつくったという話であった。よくコミュニケーションが苦手という人がいるが、それは変化を恐れたり人の意見を聞きたくないという意識のあらわれであることが多く、スポーツの世界では新しい方法や考え方を貪欲に学ぼうとする人のほうが成長する。

これは一例だが、学校に例えて言うならば、学校は法律や規則、校内規定などに即して指導する。ラグビー競技とは違いがあるが、しかし置きかえて言えば先生方の豊富な経験と英知を実践、最後は一つにまとまること、結果だけではなく、指導の過程や手順を評価すること、学校独自で慣習的になっている指導を変えることにちゅうちょしないこと、ほかの先生の意見や考え方を聞くことは学校社会に通じるという話をした。社会は、厳しい風が吹いているが、学校は少しずつ変化しながら、新しくて温かな環境を創造することが大事である。教頭職の職務と照らして業務を進めていただきたいという話をした。

②平成 29 年度教育懇話会について【教育総務課長】

平成 29 年度教育懇話会について報告する。

11 月 11 日、井野中学校において第 2 回目の教育懇話会を開催した。参加者総数は 75 名であった。このうち一般参加者は 4 名いらっしやった。テーマは、「地域と連携して育む中学生のモラルについて」として、8 グループに分かれ、学校・家庭・地域の連携を通した中学校年代の子どもたちの豊かな心を育む教育をどのように進めるべきか、それぞれの立場で意見交換を行った。

意見交換を通して、地域とのかかわりというものが生徒の心を育む一つの重要な要素であることを確認するとともに、みずからもその地域の一員であるという意識を高める機会となったのではないかと思う。

当日のグループ別発表やアンケート結果、感想等にもあるように、いろいろな方と話し合う中で、改めて気づいたこと、感じたことがあり、有意義であったとの意見が多くあった。今後も地域の皆様とともに佐倉の教育について考え、教育行政に生かしてまいりたいと考えている。

③平成 29 年 11 月市議会定例会について【教育総務課長】

平成 29 年 11 月市議会定例会について報告する。

11 月市議会定例会については、11 月 27 日から 12 月 18 日までの 22 日間を会期として行われた。一般質問については、12 月 4 日から 12 月 7 日までの 4 日間、教育委員会関係の質問については 9 名の議員の方からご質問があった。主な内容としては、佐倉図書館等新町活性化複合施設整備状況に関すること、佐倉市立公民館の今後のあり方に関する事など、多岐にわたる質問があった。質問の概要及び答弁の内容については、お手元に配付をさせていただいた答弁記録により確認をお願いする。

次に、教育委員会関係の議案について、議案第 1 号 平成 29 年度佐倉市一般会計補正予算について、議案第 11 号 佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数で原案可決された。そのほか教育委員会の議案ではないが、契約案件として上程された議案第 16 号 佐倉市民音楽ホール天井改修工事の契約の締結については、起立全員で原案可決された。最後になるが、請願第 15 号 佐倉市公民館の「有料化」を行わないよう求める請願については、起立少数で不採択されている。なお、詳細は議決結果一覧表をお手元に配付しているの、参考にごらんいただきたい。

④平成 29 年度佐倉市民学習発表会について【指導課長】

平成 29 年度佐倉市民学習発表会について報告する。

11 月 25 日土曜日に市立美術館にて実施した。今年度は市民及び学校関係者、合計 83 名が参加した。

今年度は、井野小学校の図書ボランティア、佐倉東中学校の学習林、臼井南中学校のキャリア教育支援、根郷小学校の合唱ボランティアについて、4 団体から発表があった。いずれの発表も学校との連携について具体的な発表をいただき、最後は根郷小学校の 5 名の児童がすばらしい合唱を披露し、閉会となった。学校教育と社会教育の交流を図り、連携を深めるよい機会となったと思う。また、各学校には今回の資料を別配信して、今後の地域連携の参考にしていただくということを行った。

⑤白銀小学校 P T A 文部科学大臣表彰について【社会教育課長】

平成 29 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰を白銀小学校 P T A の皆様が受賞したことを報告する。

この表彰は、P T A の健全な育成と発展に資することを目的として、P T A 本来の目的、性格に照らし、優秀な実績を挙げている P T A に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰である。表彰式は 11 月 17 日に行われ、全国では 132 団体、千葉県からは 5 団体が受賞された。

白銀小学校 P T A については、地域コミュニティーとしての学校運営委員会等と連携し、P T A 活動、学校支援活動に取り組んでいること、P T A 会員全員が専門委員会、学年委員会、係活動に分かれ、年間計画のもと活動に取り組

んでいること、これらのPTAが地域や学校と連携し、会員が一丸となって各活動に取り組んでいることが評価され、本表彰を受賞した。受賞された白銀小学校の活動に敬意を表するとともに、引き続きPTA活動の支援を行っていく。

⑥中央公民館の休館日の開館について【社会教育課長】

中央公民館の休館日の開館について報告する。

平成30年度市・県民税申告、平成29年度分確定申告会場のご案内をお願いする。休館日の開館については、昨年同様、確定申告会場として中央公民館が利用されることに伴い、申告者の利便性を考慮し、休館日を臨時に開館しようとするものである。公民館の休館日については、佐倉市立公民館の管理運営に関する規則第5条の規定に基づき、年末年始に加え毎月の第2と第4の月曜日となっている。このため申告期間である2月16日から3月15日の間に休館日となる2月26日月曜日と3月12日月曜日の両日を臨時に開館しようとするものである。なお、この2日間の開館時間については、午前9時から午後5時までとなり、利用は確定申告のみである。

⑦いじめの状況について【指導課長】

11月末までのいじめの状況について報告する。

いじめの認知件数は、小学校が138件、中学校が87件の合計225件であった。昨年度の同時期と比較すると、小学校では65件の減少、中学校では23件の増加となっている。いじめの様態としては、冷やかしやからかいなどの言葉によるものが先月と同様に6割以上を占めているが、先月末は特に仲間はずれや集団での無視といった行為が増加をし、複数の子どもで1人の子どもをターゲットにしたいじめ案件が報告されている。また、高額なカードゲームが絡んだいじめ案件というものやラインによるいじめ案件というものが小学校で発生している。学年別に認知件数を調べたところ、11月は中学校1年生が全体の4割を占めていたという状況である。特に重大ないじめにつながるような案件の報告はなかったが、今後もいじめに対するアンテナを高く持ち、事案の早期発見、即日対応に今後も努めてまいりたいと思う。

⑧感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

11月14日から12月18日までの約1カ月間であるが、市内全体ではインフルエンザの罹患者が229名報告され、寺崎小学校で3学級、根郷小学校で3学級、臼井小学校で3学級、間野台小学校で1学級、小竹小学校1学級の5つの小学校で11学級での学級閉鎖措置を行った。

そのほかについては、特に昨年度同時期に非常に多く発生していた感染性胃腸炎であるが、今年度は24名ということで、昨年度の7分の1程度であった。

また、溶連菌感染症は52名報告されている。各学校にはインフルエンザの発生状況についてと、あと12月初旬に通知をされたインフルエンザに伴う異常行動について再度周知したところである。今後も手洗い、うがいの徹底をさらに依頼したところである。

⑨市民音楽ホールの臨時休館について【文化課長】

市民音楽ホールの臨時休館について報告する。

市民音楽ホールの臨時休館については、昨年12月の教育委員会会議におい

て一度報告しているところではあるが、近くなったので、改めて報告させていただく。

臨時休館の期間は、平成30年1月22日月曜日から9月22日土曜日までの約8カ月間となっている。この臨時休館の理由については、建築基準法施行令の改正に伴い、ホール客席の天井落下防止のための改修工事を実施することによるものであり、この休館期間を活用して、そのほかに老朽化している空調設備、舞台装置等、舞台照明関連機器の更新、便器の洋式化などもあわせて実施する予定である。

今回の臨時休館については、既に本年1月5日から市のホームページや館内掲示、チラシの配架、また利用抽せん会でのチラシの配布、そのほか「こうほう佐倉」においても1月15日号以降に継続して掲載するなどして、これまで周知を図っている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加をする。先週、第50週、12月11日から12月17日の印旛郡内のインフルエンザの定点当たり14.2までいった。その前の週の49週は6.42なので、大体2倍強である。

それから、先ほど感染性胃腸炎は減ってきたというのだが、実は第50週、12月11日から12月17日、先週が定点当たり9.94、前の週の49週が8.69人なので減っていない。ちょっと気をつけたほうがよい。ただ、インフルエンザの増加がかなり厳しいのだが、学校がお休みになるので、ちょっと一旦落ちつくだろうと思う。

それから、インフルエンザの異常行動について、これは薬を使っても使っても関係ないという認識なので、タミフルを使うとかイナビルを使うとかしなくても起こる可能性があるので、十分注意をしていただきたいと思う。

【委員1名より】

第2回の教育懇話会について、意見交換により教育ミニ集会等を通じた地域とのコミュニケーションは大事であるというご意見を受けていたが、教育懇話会という場を通じて地域力の活性化につながることを実感した。地域力の向上から子どもたちのよりよい発達へとつながることに期待したいと思う。また、ご多忙とは思いますが、さらにたくさんの参加が得られるように、より有意義な懇話会となるように、テーマや意見交換の方向なんかももう少し工夫があるとよいのかなとちょっと感じたので、今後ご検討のほうをお願いします。

【委員1名より】

懇話会の前に授業参観を行っており、そのときは、保護者の方がかなり多いと、懇話会を見ると14名ということなので、いろいろグループ討議の人数的な制約もあるかと思うが、ちょっと寂しいなど、このあたりのお話のように、もう少し保護者の方が参加していただければ、その辺のテクニカル的な技術的な問題というのはあるかどうか、その辺をちょっと教えていただきたい。

【教育総務課長】

委員がおっしゃるように、確かにグループに分かれて体育館でやるということで、ある程度の人数の制約というのはできてしまうとは思いますが、ただ保護者の方とか地

域の方、もっともっとたくさん参加していただいて、より有意義なものにしていきたいというところがあるので、参加の広報の仕方だとか、その辺のところはこれからも工夫をしてたくさん集まっていたらいいような形でやっていきたいと思っている。

【教育長職務代理者】

関連して今回2回目の意見の中で、地域関係者の方のご出席をお願いしている。この場合は学校のほうから地域の関係者の方にお声をかけてご出席いただいたということのようである。その地域関係者の方はどんな具体的なテーマで話したらいいのか、前もって余り情報をもらっていなかったという言葉が出たので、特に学校のほうからその関係者の方にお声をかけられるときには、もう少しこういう内容について、こういう状況だということ事前に伝えていただきたいという、そういう意見が直接出たので、それをお知らせしておく。

もう一点お願いする。市議会定例会の記録を先ほどいただいたので、ちょっと目を通して時間がなく、質問の形で確認させていただきたいと思う。今回の市議会で公民館の有料化について可決されたというご報告もあった。それで、重立った質疑の内容、プラスもマイナスもあると思うが、ちょっとその辺、何でもいいので、お教えいただければありがたいと思う。

【社会教育課長】

今回の一般質問で多くの質問をいただいた。その中でこれまでの経過もあるが、どうして使用料を設定するのかという質問と、あと使用料を設定することによって公民館の利用者が減っていかないのかというご質問があるかと思う。使用料については、佐倉市の手数料見直しの基本方針、これに伴うものと今後少しご負担をいただく中で、さらに公民館活動は充実、継続をしていくのだという強い教育長の答弁をいただいて、そういった状況であった。今後、公民館からも十分な説明を行っていくので、そこら辺の社会教育活動が充実するように進めていきたいと思っている。

3 協議事項

(1) 平成30年度佐倉市教育費当初予算について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：来年度の予算については、現在編成過程中的である。今回は、予算要求段階の金額ではあるが、ご協議いただくようお願いする。なお、査定後の予算額については、来年1月の教育委員会議に議案として提出したいと考えている。

資料1ページ、こちら総括になっている。平成30年度教育費の要求額の総額については、教育委員会所管分に係る金額で56億9,756万2,000円である。平成29年度予算と比較すると約7億1,000万円の増額となっている。予算を大きく分類すると、毎年必要となる経常事業と政策判断に基づく政策的経費や臨時的経費を臨時事業と呼んでおり、大きく2つに分けている。教育委員会所管分の金額で申し上げると、人件費以外の経常事業が約22億円、人件費が約14億円、政策的経費、臨時的経費が約20億円となっている。

資料2ページ、教育委員会所管の項別の予算要求額である。平成29年度予算と比べ、小学校費と中学校費、社会教育費が大きく増加している。小学校費及び中学校費の増額については、施設改築・改造事業、こちらは屋根落下防止工事や床、屋根、

外壁等施設の改修が主なものとなっている。こちらの増額、社会教育費については、歴史的建造物保全整備事業や根郷公民館・市民音楽ホールの施設改修工事等の増額が大きな要因となっている。

続いて3ページ、政策的経費・臨時事業の一覧表である。平成30年度予算要求の主な特徴としては、これまでのいじめ防止対策やインクルーシブ教育を初めとするさまざまな事業について継続的に推進するとともに、外国語活動に関する対応など、きめ細かな教育の一層の充実を図ろうとすること、小中学校等における施設設備の整備など、安全安心、良好な教育環境を確保しようとするものである。また、佐倉ならではの歴史、文化を生かしていくため、歴史的建造物の保全整備とあわせ、老朽化が進む社会教育施設の改修を行い、市民の学習環境を整えようとするものである。

それでは、主な事業を説明する。表の左側番号の1、新規と記載している学校教育システム整備事業、こちらは小学校、中学校就学援助事業に関し、本年度新入学学用品費の前年度支給を実施することとしたことに伴い、就学援助事務に係るシステムにおいて必要となる改修を行おうとするものである。

次に、その下、同じく新規と記載している、2の教育ビジョン策定事業は、平成32年度から始まる新たな教育ビジョンを策定するための検討を来年度から開始する予定であるが、この検討に当たりご意見をいただくため、教育ビジョン策定懇話会を設置しようとするものである。

次に、その下、増額と記載している5の教科書指導書購入事業は、小学校における道徳の教科化等を踏まえ、道徳に係る教師用の教科書及び指導書等を購入しようとするものである。なお、この増額は今年度当初予算と比較して500万円を超える増額要求の場合に新規と記載している。

次に、その下、同じく増額と記載している6の英語・外国語活動推進事業は、平成30年度から小学校3、4年生で外国語活動が始まるのと英語指導助手の必要頻度が一層高くなっていることから、現在の14名から17名に増員して任用しようとするものである。

次に、同じく増額と記載している21の小学校施設改築・改造事業は、主に小学校の体育館の屋根落下防止対策や老朽化施設の整備関係である。

次に、増額と記載している25の中学校施設改築・改造事業については、先ほどの小学校施設改築・改造事業と同様に、主に中学校の体育館の屋根落下防止対策や老朽化の整備関係である。

続いて、4ページの一番上の増額と記載している31の（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業は、佐倉図書館の建てかえ等を核として、新町等旧佐倉地区の活性化に資する拠点施設を整備しようとするものである。平成30年度は敷地測量、地質調査、改築設計の業務委託等を行う予定である。

次に、増額と記載している41の武家屋敷保存整備事業は、旧河原家住宅の屋根ふきかえ工事や多目的トイレ設置等、文化財施設に係る整備を行おうとするものである。

次に、少し下がり、増額と記載している44の歴史的建造物保全整備事業、こちらについては市内文化資産を活用するため、旧駿河屋住宅の購入等を行おうとするものである。

また、少し下がり、増額と記載している 46 の日本遺産活用推進事業は、日本遺産として認定された市内文化資産を活用するため、チラシの印刷等を行うとともに、文化財保存整備補助金として弥勒町山車修復や保管庫整備等への助成を行おうとするものである。

次に、すぐ下の増額と記載している 51 の図書館電算整備事業は、平成 30 年 3 月に稼働する予定の新図書館システムに係る機器賃貸借を来年度も引き続き行うものである。

次に、少し下の増額と記載している 53 の市民音楽ホール施設整備事業については、ホール天井の改修工事を行うとともに、本年度に引き続き空調機器や舞台装置の改修等を実施しようとするものである。

続いて、一番下、増額と記載している 58 及び 59 の小中学校給食施設整備事業については、給食室の老朽化した施設整備の改修、修繕等を行おうとするものである。

続いて、5 ページ、政策的経費・臨時事業の歳入については、主な概要のみを説明すると、学校の体育館屋根落下防止対策や運動場改修、市民音楽ホールの施設改修や文化財施設の保存整備等について、財源となる国、県の補助金や市債などについて記載している。

続いて、7 ページ、政策的経費・臨時事業の歳出については、先ほど 3 ページと 4 ページの事業一覧の内容を 16 ページまで記載している。主な事業は、先ほどご説明したとおりであるが、詳細については資料をごらんいただければと思う。

続いて、17 ページ、こちらは経常事業の要求の一覧である。経常事業なので、毎年通例となる事業である。金額には増減があるが、個々の事業内容自体に大きな変化はない状況である。ただ、これまで学校や公民館、図書館などの各施設で実施していた当該施設の設備の維持管理に係る業務の一部、こちらを平成 30 年度から包括管理業務委託として資産管理経営室の所管に移行されることになっており、それらの業務が教育委員会による予算要求の内容から外されている。具体的には、自家用電気工作物の保安管理業務、貯水槽維持管理業務、消防設備点検業務等になっている。こちらについては、要求段階の金額なので、今後の予算編成過程において金額等は変化するものである。また、事業そのものも予算が認められないという可能性もあるので、そういったところをご承知おき願いたいと思う。

《協議事項についての質疑概要省略》

(2) 佐倉市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容：対象となる例規については、佐倉市立公民館の管理運営に関する規則である。これについては、平成 29 年 4 月に策定された佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づく公民館の使用料の見直しについて、平成 29 年 11 月の市議会定例会に条例改正を上程し、議決されたので、当該規則において必要となる内容を整理するものである。

対応方針としては 4 つである。1 点目は、開館時間の変更である。現在規則では開館時間は午前 9 時から午後 5 時まで、ただし教育委員会が必要と認めた場合は午後 10 時まで開館することができるとしている。これまで平成 22 年度までは公民館ごと

に午後9時、9時30分、10時までばらばらの対応をしていた。震災後の平成23年6月1日以後は、午後9時までとして実際の対応を行っている。他の施設の状況やこれまで午後9時までの開館時間が定着していること、また延長の要望等もないことにより午後9時までとして開館時間に支障がなく対応できるものと判断できるため、実際の状況と合うように、現在の状況と合うように改正をするものである。

2点目は、使用料の減免についてである。条例では、市民団体の使用料を新設したことに伴い、減免基準を設けることにした。今後、仕様の検討を進める中で整備を行っていく。

3点目は、使用料の還付についてである。使用料の還付については、施設上の都合による場合のみ還付を行うことを規定する。

4点目は、規定の表現方法について整理をするものである。条数の整理を行うものである。

施行の日については、公布の日から施行し、平成30年7月1日以後の施設の使用料について適用する。

2ページ、規則の改正に当たっては、佐倉市行政手続条例に沿って手続を行っていく。今回の改正のうち、開館時間の変更は、意見公募手続の対象となるので、平成30年1月4日から18日までの15日間、市のホームページで意見公募を実施する。なお、使用料の減免及び還付については意見公募の対象外となるため、実施しない。

今後の改正予定については、本日の協議の後に来年1月4日から18日に開館時間の変更についての意見公募手続を行う。また、1月17日の定例教育委員会会議では減免関係等で大きな変更があった場合は再協議をさせていただきたいと思っている。その次に、1月24日に第3回となる公民館運営審議会を開催する。また、2月1日から13日の期間中に、各公民館で使用料、こちらの減免についても説明会を行う予定である。その後、2月21日の定例教育委員会会議に規則改正の議案を提出する予定である。

続いて、3ページ、ほかの施設の開館時間の現在の状況である。

続いて、4ページ、現時点での新旧対照表となる。第1条は、条例の改正に伴う条数の整備である。

第4条は、実際の申し込み許可の状況となるよう。文言を整備するものである。

第6条は、開館時間の改正となる。

第7条は、新しく使用料の減免について規定を行うものである。第1号から第4号までは免除するものである。1号は、国、県、本市が使用するときで、こちらは共催も含むという考えである。2号として、市内自治会等の総会、役員会等で使用するとき、3号として、学校や保育所等が公民館の目的事業に沿って事業で使用する。4号については、事業内容が公益に資すると認めるときに使用する場合としている。第5号は特に教育委員会が必要と認められた場合は、減額及び免除ができる旨を規定する。なお、この減免規定については、ご意見を伺い、引き続き詳細な減免取り扱い方針を含め、検討を行っていく。

次に5ページ、第8条については、新たに規定を行う。条例第10条のただし書き、還付の関係である。還付のただし書きについて新規記載するものである。

以降、第9条から7ページとなる第18条については、減免及び還付についての条項を追加したため、条数の整理として繰り下げるものである。

こちら規則の一部改正の内容については以上となる。なお、8 ページからが佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例で、13 ページからが 11 月市議会で改正を行った条例の新旧対照表、16 ページからは佐倉市立公民館の管理運営に関する規則を添付している。

公民館使用料については、引き続き十分な対応を図っていくので、ご協議をお願いします。

《協議事項についての質疑概要省略》

(3) 佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

文化課長より上程協議題の説明

内容：この条例については、昭和 62 年に制定しており、資料条文については 4、5 ページに載せているが、この 1 条にある (1)、(2) の佐倉市文化振興積立基金及び佐倉市文化財産等取得基金については、文化課で所管している。このうち文化財産等取得基金については、条例第 2 条第 2 項にその額を 1,000 万と規定しており、必要に応じて増額できることとなっている。この基金ができて、およそ 30 年になるが、条例設置当初は市立美術館の建設等も視野に収蔵作品を充実させていくことを目的に基金の積み増しが毎年行われ、美術館開館当時の平成 6 年には基金残高がおよそ 7,000 万円となり、現在では約 8,000 万円になっている。これまでも佐倉ゆかりの作家の作品等の購入が進められてきたが、美術館資料の収集に一定の成果も見られたこともあり、平成 16 年度に浅井忠ほかの作品を購入して以降、これまでこの基金の活用実績はなかった。こうしたことから、監査委員から佐倉市基金運用状況審査意見書において、切迫した財政の有効活用の観点から、適正な積立額について検討するよう求められている。この指摘を受け、基金の積立額の見直しについて検討を重ね、美術館の収蔵作品の美術作品の額をふやした大きな目的の一つであり、実際にこれまでの活用のほとんどが美術作品であったことから、今後の活用について美術館との協議を重ねてきたところである。美術館において、今後具体的に何か購入しようというものがあるか、また購入計画等についてあるかというところで、今現在そういったものはないという現状を受け、基金の残高を上限に規定している 1,000 万円に戻し、取り崩す 7,000 万円については、財政の有効活用という観点に鑑み、財政課と協議する中で一般財源化することとしている。

この減額に当たり、現条例には額の増額についての規定はあるのだが、減額についてはその規定がないことから、条例第 2 条第 2 項ただし書きにある増額を可能とする規定を削除して 1,000 万円への減額とする。また、あわせて今後は運用に生ずる利子は一般会計に繰り入れて積み増しを行わないこととする。このことにより、適切な基金の管理運用が図られるものと考えている。

今後の改正予定については、来月 1 月の教育委員会会議にて議案を提出させていただき、その後法規審査委員会を経て、市議会 2 月定例会に上程し、可決された後は公布の日から施行する予定である。

なお、本条例の改正は佐倉市市民協働の推進に関する条例第 7 条に規定する政策形成過程の参加手続の対象外であることから、意見公募の手続は実施しない。

ご協議のほどよろしく願います。

《協議事項についての質疑概要省略》

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成30年1月定例会 1月17日（水）午後2時00分より
1号館3階会議室